

作成年月日	令和3年6月21日
作成部局 課室名	産業労働部産業振興局 経営商業課

## まん延防止等重点措置等の実施に係る飲食店に対する協力金

県では、6月21日からのまん延防止等重点措置による時短要請や県独自の時短要請に応じていただいた飲食店等を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5期）」を支給します。申請受付は、6月1日から6月20日までの緊急事態措置に係る協力金と合わせて、要請期間終了後の7月12日（月）から開始します。

### 1 対象者

県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

### 3 支給額等（6月21日以降の内容）

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）	
	[まん延防止等重点措置区域]	[その他区域]
対象期間	令和3年6月21日（月）～7月11日（日）	
対象区域	神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域・姫路市	北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
対象施設	対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を<u>午後8時まで</u>に短縮すること。</li> <li>酒類の提供(*1)は、<u>一定の要件(*2)を満たした店舗に限るとともに、平日は午前11時から午後7時まで、土日は酒類の提供をしないこと。</u></li> <li>カラオケ設備の利用を自粛すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、午後9時を超えて営業する店舗が、営業時間を<u>午後9時まで</u>に短縮すること。</li> <li>酒類の提供(*1)は、<u>午前11時から午後8時まで</u>とすること。</li> <li>カラオケ設備の利用を自粛すること。</li> </ul>
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大21日間） ※<中小企業> <b>【平日】</b> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大21日間） ※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： （前年度等の1日当たり売上高） ×0.3の額 ・25万円以上の店舗：7.5万円

	<p>【土日】(平日に時短営業している店舗(酒類提供あり)が、土日(定休日を除く)に酒類の提供を止める(休業を含む)場合) 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10万円以下の店舗：4万円</li> <li>・ 10～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高) × 0.4の額</li> <li>・ 25万円以上の店舗：10万円</li> </ul>	
	<p>&lt;大企業&gt; *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限：20万円)</p>	<p>&lt;大企業&gt; *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)</p>

(\*1) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む

(\*2) ・アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ・4人以内の利用<1グループ>

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域		4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～
支給額等	神戸・阪神南地域	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]		[緊急事態措置]		[まん延防止等重点措置]
	阪神北地域・明石市						
	東播磨(明石市除く)・姫路市						
	中播磨地域(姫路市除く)						
	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域						
申請期間		5/25～6/30 (受付中) 【第3期】		6/1～6/30 (受付中) 【第4期】		7/12～受付開始 【第5期】	

【問合わせ先】 産業労働部産業振興局経営商業課 078-362-3313